

保険証取り扱いについてのご注意

① 捻挫(ひねり)・挫傷(肉離れ、すじちがい)・骨折・脱臼・打撲(うちみ)などの急性・亜急性外傷に対して各種健康保険がご使用になれます。
初診来院時、保険証・医療証を受付にご提示下さい。

● 骨折後のリハビリ

病院にて治療後、患者様の諸事情によりお近くの整骨院での治療をご希望の場合、医師の承諾のもと整骨院への転院が可能になります。

● 日常生活やゴルフ・野球・サッカー・テニス等、スポーツ障害による、肩・肘・手首・突き指・股関節の痛み・腰の痛み治療、リハビリ。

● 起床時や同姿勢から急に体勢を変えたときにおこる首や背中の寝違え。

● 重いものを持ち上げた時やくしゃみをしたときにおこるギックリ腰による痛み。

● 交通事故外傷による筋肉・腱・靭帯・各関節(ムチウチ症)の痛み。

② 各種健康保険のほか、交通事故自賠責保険、労災保険(通勤途中、仕事上の負傷)などについても取扱いいたします。

③ 保険の取扱いについての注意

整骨院での健康保険は次のような場合、適応されません。

● 受傷原因、負傷年月日が不明である場合。

● 慢性の肩こりなど加齢や日常生活動作に伴う慢性症状。

● 同一部位の外傷について、医療機関(整形外科、内科)と整骨院の両方での治療はできません。

骨折、脱臼のリハビリについては、医療機関との連絡により整骨院にて診療可能です。